財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

- 2. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
 - ・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後取得したものについては定額法を採用
 - ②無形固定資産

利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用

- (2) 引当金の計上基準
- ①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると 認められる額を計上

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、退職金の規程に定める給付制度を採用

- 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分
 - 当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の財務諸表 (第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
 - (2) 事業区分別内訳表 (第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4)公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(5)収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - 社会福祉事業
 - ①拠点区分 特別養護老人ホーム すいせんの里
 - ②サービス区分 ア、本部 イ、特別養護老人ホームすいせんの里 ウ、老人デイサービス事業 すいせんの里 エ、老人短期入所事業 すいせんの里 オ、居宅介護支援事業 すいせんの里
 - 公益事業
 - ①拠点区分 保育事業
 - ②サービス区分 保育所運営事業
 - 収益事業
 - ①拠点区分 太陽光発電事業
 - ②サービス区分 売電事業
- 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおり

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物(基本)	749, 429, 170		46, 666, 006	702, 763, 164
合 計	749, 429, 170	0	46, 666, 006	702, 763, 164

- 7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし
- 8. 担保に供している資産 該当なし
- 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおり

(単位:円)

			(1 2 : 14)
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	1, 184, 618, 156	481, 854, 992	702, 763, 164
小 計	1, 184, 618, 156	481, 854, 992	702, 763, 164
その他の固定資産			
建物	9, 643, 200	4, 779, 769	4, 863, 431
建物附属設備	100, 065, 568	55, 513, 400	44, 552, 168
構築物	17, 437, 450	5, 620, 730	11, 816, 720
車輌運搬具	22, 746, 692	20, 163, 512	2, 583, 180
器具及び備品	84, 690, 283	67, 494, 854	17, 195, 429
権利	2, 993, 937	2, 795, 677	198, 260
ソフトウェア	6, 183, 027	4, 446, 818	1, 736, 209
小 計	243, 760, 157	160, 814, 760	82, 945, 397
合 計	1, 428, 378, 313	642, 669, 752	785, 708, 561

- 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 12. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 13. 重要な偶発債務 該当なし
- 14. 重要な後発事象 該当なし
- 15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な 事項 該当なし

借入金明細書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名

F	1					差引期末務高		I I	支払	利自	1		l	担保資産	(単位:円)
分	借入先	拠点区分	期首残高	当期借入金 ②	当期償還額	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	当期支出額	利息補助金収入	返済期限	使途	種類	地番または内容	帳簿価額
	独立行政法人 福祉 医療機構	すいせんの里	15, 280, 000		15, 280, 000	0		0. 08%	61, 120		平成35年4月10日	施設設置	建物 (基本)	木曽岬町大字和富10-	430, 005, 326
設	㈱ 百五銀行	すいせんの里	86, 250, 000		9, 000, 000	77, 250, 000 (9, 000, 000)		0. 72%	587, 672		平成36年10月31日	施設改修			
備資金	(有) 内堀薬局	太陽光発電事業	19, 800, 000			19,800,000		0. 50%	99, 000		平成45年3月31日	太陽光発電装置設置			
借入						0									
金						()									
	110	+	121, 330, 000	0	24, 280, 000	97, 050, 000 (9, 000, 000)	0		747, 792	0					430, 005, 326
						0									
長期						0									
運営資						()									
金借						()									
入 金						()									
	Ī	H	0	0	0	(0)	0		0	0					0
						0									
短期						0									
運営資						0									
金借						0									
入 金						0									
	1	H	0	0	0	0	0		0	0					0
	合計		121, 330, 000	0	24, 280, 000	97, 050, 000 (9, 000, 000)	0		747, 792	0					430, 005, 326

⁽注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業[区分名	繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先	深八金の別が(在)	並領	使用自助等
社会福祉事業	公益事業	前期末支払資金残高	5, 375, 637	保育事業経常経費
収益事業	社会福祉事業	余剰金	1, 300, 000	介護事業

(注)繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点[繰入元	区分名 繰入先	繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
		`		

(注)繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

基本金明細書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名

(単位:円)

					(単位:円)
	区分並びに組入れ及び	合計		各拠点区分ごとの内訓	7
	取崩しの事由	ЦП	すいせんの里		
前年度	末残高	232, 886, 000	232, 886, 000	0	0
	第一号基本金	192, 520, 000	192, 520, 000		
	第二号基本金	40, 366, 000	40, 366, 000		
	第三号基本金	0			
	当期組入額				
hehe		0			
第一		0			
号	計	0	0	0	0
基	当期取崩額				
本金		0			
ME.		0			
	計	0	0	0	0
	当期組入額				
Anha		0			
第一		0			
第二号基	計	0	0	0	0
基	当期取崩額				
本金		0			
717-		0			
	計	0	0	0	0
	当期組入額				
Arte		0			
第三号基		0			
号	計	0	0	0	0
基	当期取崩額				
本金		0			
ZIE.		0			
	計	0	0	0	0
当期末	残高	232, 886, 000	232, 886, 000	0	0
	第一号基本金	192, 520, 000	192, 520, 000	0	0
	第二号基本金	40, 366, 000	40, 366, 000	0	0
	第三号基本金	0	0	0	0

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略 する。
 - 2. ①第一号基本金とは、注解(注12) (1) に規定する基本金をいう。
 - ②第二号基本金とは、注解(注12)(2)に規定する基本金をいう。
 - ③第三号基本金とは、注解(注12)(3)に規定する基本金をいう。
 - 3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない 法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

社会福祉法人名

(単位:円)

ロハ光がに持ちて		補助金の種類				各拠点区分ごとの内訳		
	区分並びに積立て 及び取崩しの事由	国庫補助金	地方公共団体 補助金	その他の団体 からの補助金	合計	特別養護老人ホームすいせんの里		
	前期繰越額				329, 765, 427	329, 765, 427		
当期積立額					0 0 0 0			
	当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0
	サービス活動費用の控除項目として 計上する取崩額				28, 361, 726	28, 361, 726		
当期取崩額	特別費用の控除項目として 計上する取崩額				0 0 0 0			
	当期取崩額合計				28, 361, 726	28, 361, 726	0	0
	当期末残高				301, 403, 701	301, 403, 701	0	0

(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の 取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄さ れた場合の取崩額を記入する(注解(注10)参照)。

引当金明細書

(自) 平成 27年 4月 1日 (至) 平成 28年 3月 31日

<u>社会福祉法人名</u> 社会福祉法人 慈幸会 拠点区分

(単位:円)

						(中位・11)
科目	期首残高	当期増加額	当其	胡減少額	期末残高	摘要
17 🗆	朔日7久回	当別4月/44 (4)	目的使用	その他	朔/心况问	间安
賞与引当金	10, 910, 248	()	439, 260	()	10, 470, 988	
退職手当引当金	16, 531, 669	5, 521, 798			22, 053, 467	
返城于 ヨガヨ金	10, 551, 609	(5, 521, 798)		()		
					0	
		((Ů	
計	27, 441, 917	5, 521, 798	439, 260	0	32, 524, 455	
П	21, 441, 911	(5, 521, 798)	439, 200	(0)	32, 324, 433	

(注)

- 1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。
- 2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。
- 3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、 退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は 当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。